

結成20周年  
新たな大躍進  
に向け出発！

# 日刊重力千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番

(公) 043(222)7207番

99.8.27 No. 号外

全国大会に結集された国労組  
合員の皆さん！「採用差別」と  
いう理不尽な攻撃に対しともに  
闘いぬく仲間として、また今後  
も一〇四七名の解雇撤回に向  
けて闘いつづける決意を込めて心  
より訴えます。

国鉄闘争は重大な正念場にた  
っています。政府・自民連立政  
権は、国鉄改革法承認の強要を  
始め、私たちたちの闘いに対し、  
全面降伏を迫るような攻撃を次  
々と仕掛けています。これは大  
失業と戦争の時代の到来とい  
べき情勢に規定された、新たな  
国鉄労働運動への解体攻撃です。  
私たちには負けてはいないとい  
う自負があります。むしろ矛盾  
を抱えきれなくなつてゐるはJR  
体制の側です。今こそ原点に  
かえり、不動の構えをもつて新  
たな攻撃をはね返そう。

昨年の5・28反動判決は、國  
鉄改革法を憲法の上に置く論理  
で、労働者の団結権と、不当労  
働行為の救済を全面的に否定し  
ました。以降政府自民党は、「  
解決に向けて必要な努力をした

## 何が起きたのか

### ●事態は鮮明に！

「話し合いの場合はJR不採用  
問題とは別の人道的観点からの  
解決策を話し合うものであるこ  
と」の承認を迫った運輸省に、  
「JR各社の法的責任の有無は  
ともかく……人道的観点から  
の解決を話し合う」との回答を  
行うなど、国鉄闘争は重大な岐  
路にたちました。

しかし自民党はそれでも承知  
せず、6月30日には、国会座込  
み行動や株主総会への抗議行動、  
運輸省メモを国労が公表したこ  
となどを口実に話し合いの「凍結」

を通告するに至ったのです。  
しかも、政府やJRばかりか、  
JR総連、JR連合など一切の  
反動勢力が、「国労解体」の一  
方で一致して闘いかかるという関  
係が生みだされました。

一方国労本部も、多くの危惧  
や批判の意見がわき起こる状況  
のなか、3・18臨大で改革法承  
認を決定し、その後も次々とハ  
ードルを上げる自民党・自由党  
に対し、「国労は国鉄改革法の  
主旨、意図を認めたものである」  
との文書を提出し、さらには、

今こそ原点にかえつて、こう  
した事態のもつ意味を問い合わせ  
が必要があります。一連の事態は、  
敵の側の意志が、国鉄闘争の解  
体、国労の変質・解体のただ一  
点にあることを示しています。  
政府が言う「解決」とは国労の解  
体に他なりません。

# 改革法承認撤回

### ●未會有の攻撃の原点

セットでだされているのです。  
「事実としてや言葉だけの承認  
など認めない。闘争団を切り捨  
て、一切の闘いをやめるまで承  
知しない。国労が国労でなくな  
るまでは認めない」ということ  
です。国鉄改革法の承認とは、  
II-O四七名闘争団の切り捨て  
を意味します。

を通告するに至ったのです。  
しかも、政府やJRばかりか、  
JR総連、JR連合など一切の  
反動勢力が、「国労解体」の一  
方で一致して闘いかかるという関  
係が生みだされました。

しかし、戦後史を画する反動  
判決が、「解決構造」などではな  
いことは明らかです。政府が屈  
伏を迫れば迫るほど「解決局面」  
が近づくなどということが起き  
るはずはありません。

JR総連、JR連合など一切の  
反動勢力が、「国労解体」の一  
方で一致して闘いかかるという関  
係が生みだされました。

一方で、JR各社の法的責任の有  
無はともかく、JRは、今こそ原  
点にたちかえり、闘いを再  
構築する必要があります。

仮にそうではなくとも、改革  
法23条の「新規採用論」は、労働  
者として断じて認められるもの  
ではありません。今「JR方式」  
などと呼ばれて、一旦全員解雇  
一選別再雇用というやり方の首  
切り攻撃が全国で猛威をふるつ  
て闘いかかっています。このよ  
うな現状のなかで、改革法を承  
認し、その主旨・意図を認める  
ということが、労働者の権利、  
未来をどれほど困難な状況に落  
としめるかは明らかです。

### 原点にかえろう

この間の改革法承認論は、「  
解決局面を迎えている」という  
主張によつて根拠づけられてき  
ました。「改革法を承認すれば

政治が動く」「解決のメドはた  
つた」「その後の解決水準は闘  
い如何による」という論理です。  
5・28判決までが、「政府が  
張は明日にでも解決するかのよ  
うにトーンが高まるという転倒  
した事態が生みだされました。  
しかし、戦後史を画する反動  
判決が、「解決構造」などではな  
いことは明らかです。政府が屈  
伏を迫れば迫るほど「解決局面」  
が近づくなどということが起き  
るはずはありません。

### ●あの時とそつくり

闘いの旗が次々と降ろされたこ  
とによって、真の解決がどれほ  
ど遠のき、闘いがどれほど困難  
に直面したのかは、この間の経  
過を一瞥すれば明らかです。

しかし、戦後史を画する反動  
判決が、「解決構造」などではな  
いことは明らかです。政府が屈  
伏を迫れば迫るほど「解決局面」  
が近づくなどということが起き  
るはずはありません。

しかし、戦後史を画する反動  
判決が、「解決構造」などではな  
いことは明らかです。政府が屈  
伏を迫れば迫るほど「解決局面」  
が近づくなどということが起き  
るはずはありません。

しかし、戦後史を画する反動  
判決が、「解決構造」などではな  
いことは明らかです。政府が屈  
伏を迫れば迫るほど「解決局面」  
が近づくなどということが起き  
るはずはありません。

今、敵の攻撃は、分割・民営  
化攻撃のときに、雇用安定協約  
の締結問題をめぐつて起きた事  
態とそつくりです。当時政府・  
当局は、国労がいかに対応して  
も、首切り三本柱の承認だとか、  
三ない運動の中止、労使共同宣  
言の締結など、次々とハードル  
をあげ、結局は最後まで雇用安  
定協約の締結を拒否し続けまし  
た。要するに始めから締結する  
にあつたのはいかに国労を潰す  
のかという意図だけでした。

労働組合が一步退けば、資本  
の側は足元を見すかして次々と  
と高飛車にでてくるのは労資間

ではあたり前のことです。

## 闘争団を先頭に

12年に及ぶ闘いは、政府やJRとJR総連・革マルの結託体制を揺るがしています。それは、闘争団が頑として屈せずに不屈の闘いを貫き、また困難な状況のもとでJR本体の組合員が歯を食いしばって頑張りぬいたからに他なりません。それを忘れ、現場の闘いと無関係に政治の場で解決できると発想するのは絶対に間違いです。

一部の幹部の間では、闘争団を「お荷物」と見たり、「桎梏」と

考えたり、「一〇四七名問題はもう終わりで、これからは正常な労使関係の確立—JR本体問題だ」と主張する部分が生まれています。しかし、解雇撤回闘争を放棄して現場の闘いなどあり得ないことは古今東西、労働運動の原則だつたはずです。

一〇四七名の仲間たちの奮闘こそ、国鉄労働運動の誇りであり、精華であり、闘いを支えた最大の原動力です。多くの労働者が国鉄闘争を支えてくれたのも、この闘いが労働者全体の将来に係わると考へてます。この原点が忘れられたとき、国鉄労働運動は死を迎えると言つても過言ではありません。

今求められているのは、闘争団が12年間の思いを込めてまとめあげた「譲れない要求」のものと全ての国鉄労働者が団結して起ちあがることです。

## 団結への信頼を

この間国労本部が提起する方針からは、現場の組合員と全国の支援の仲間たちの力を信頼し、その団結の力に依拠して闘うという契機がどんどん希薄になってしまっています。その前提にあるのが、「政治の場における全面一括解決」という方針でした。この間、国労の取り組み中心は、社民党などのルートを使つて政府・自民党にはたらきかけ、解決をお願いするという運動になつてしまつているのが現実です。これでは敵に足元を見すかされてしまいます。

「現状を認める」が「改革法承認」に後退し、それがさらに「主旨・意図を認める」に後退していくのも、「政治の場での解決」方針の結果でした。

という原点を忘れれば無限に後退するしかなくなるものです。結局、一〇四七名闘争をめぐつてこの過程で進行したことは、闘いの主体であるはずの国労が、その主導権・主体的な決定権を失い、政府権力の側に移つてしまっています。その前提にありますのが、「政治の場における全面一括解決」という方針でした。この間、国労の取り組み中心は、社民党などのルートを使つて政府・自民党にはたらきかけ、解決をお願いするという運動になつてしまつているのが現実です。これでは敵に足元を見すかされてしまいます。

## 時代の認識を！

しかもその結果、戦列の内部からも多くの危惧や疑問の声があがりました。「総團結」が何度も呼びかけられても、團結とは労働者が資本に対して闘うためのものであり、改革法承認という方針のもとへの團結など形成されようはありません。連合傘下の多くの組合の現実を見れば明らかのように、いくら團結が叫ばれても、闘いの方針が放棄されただけです。ささらに、「総團結」のかけ声が、異論を許さないという方向で主張されるとすれば

これが自社協議でこう言つた、運輸大臣が国会答弁でこう言つた、だから解決局面だ、という視点だけから方針を導きだすのでは、その判断はあまりにも主観的すぎると言わざるを得ません。

## 闘いへの團結を！

国会では日本の国家・社会のあり方を根底から覆すような反動法案が、翼賛体制の下で次々と通りました。ガイドライン関連法の成立をもつて、日本の戦後の歴史は明らかに大きく転換しました。戦争法のもとに社会全体の仕組みが大きく、しかも急ピッチに変えられていく、そのような時代に突入したということです。これは、労働運動をとりまく様々な条件も否応なく一変することを意味します。

## 国鉄闘争の意味 JR体制の危機

国鉄闘争は、このような時代の攻防の焦点として火花を散らし、日本の労働者の未来をかけられています。支配階級は闘いをどうしても潰したいと考えており、またこの闘いが潰されればどう困難に直面し、労働者の権利がどれほどの打撃を受けることになるかは明らかです。逆に国鉄闘争は、十数年頑張りぬいてきたことの意味がこれから

号制、労働者派遣法・職安法の改悪など攻撃は全面的です。

## 大失業時代の到来

また、失業率は四・九%、三二九万人に及び、経済白書では過剰雇用がさらに二二八万人と報告されています。国鉄型の首切り攻撃が全国で吹き荒れ多くの労働者が悲惨な状況に置かれています。しかも、リストラ計画を大臣に提出し承認された企業には国が優遇措置を与えるという「産業再生法」も今国会で成立しました。政府公認のもとに膨大な首切りの嵐が吹き荒れることは間違ひありません。

こうした情勢を見れば、政府への要請で国鉄闘争が解決するというような発想が幻想にすぎないことは明らかです。むしろ国鉄攻撃は、こうした情勢に規定されて、新たな質をもつた国鉄労働運動解体攻撃として仕掛けられていることは明らかです。

## 怒りの声の先頭に

われわれは、どのような攻撃にも耐え、不屈の團結を守り、これからも闘い続ける意志と力を蓄えています。敵は内部から屈伏を引きだす以外に闘いを漬す手段を何ひとつもつてません。

しかも、5月21日に開催されたガイドライン反対集会には、実際に20年ぶりに5万人の労働者が結集するなど、時代への危機感が大きな闘いのうねりになり始めました。政府は分割・民営化政策の破たんに直面し、街に溢れはじめた怒りの声が国鉄闘争と結合することを恐れています。

今こそ原点にかえり、確固とした闘いの路線・方針を再確立ししよう。組織をあげてJRとJR総連・革マルの結託体制にたち向かおう。全国の労働者は、

危機にたつているのはJR体制の側です。借金は返せせず、JR貨物・三島の経営危機は決定的な状況に至り、革マルとの結託体制も矛盾を噴出し、JR総連も危機感をむきだしにしてなり振り構わず組織防衛に動き、マスコミなどでも、「完全民営化の見直し」「JR大再編」など、再び分割・民営化政策見直し議論が高まるなど、JR体制は明らかに危機にたつています。恐れるものは何もありません。

## 今こそ不動の構えを

労働運動は、例えどんなに困難であろうと、自力で闘いなく

憲法調査会の設置、国民総背番組織的犯罪対策法・盗聴法の制定、

日の丸・君が代の法制化、組

輝くときを迎えています。